

ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ&A

令和4年12月5日公表

令和5年2月6日改定

令和6年2月2日改定

外務省

財務省

経済産業省

金融庁

国土交通省

目次

1. プライス・キャップ制度

（問1-1）プライス・キャップ制度とはどのような措置ですか。

（問1-2）プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。

（問1-3）上限価格以下である場合も関連サービスの提供について、財務大臣や経済産業大臣の許可は必要ですか。

2. ロシア産原油等

（問2-1）対象となる「ロシア産原油等」とは、具体的には何を指すのですか。

（問2-2）取り扱っている原油に「ロシア産原油等」が含まれているか否かについて不明の場合には、どのように判断すれば良いのでしょうか。

（問2-3）明らかにロシア産ではない原油等について、ロシア産でないことを示す等の特別の対応が必要になりますか。

3. 規制対象となる取引または行為

（問3-1）規制の対象となる取引又は行為には、どのようなものがありますか。

（問3-2）ロシアから第三国への仲介貿易取引とは、どのような取引ですか。

（問3-3）問1-2の③④及び⑤⑥の規制の対象となる取引又はサービスについて具体的に教えてください。

（問3-4）非居住者から居住者に対し行う取引又はサービスの提供は規制の対象とならないのですか。

4. 上限価格

（問4-1）ロシア産原油等の上限価格は、どのように決まるのですか。

（問4-2）ロシア産原油等の上限価格については、今後改定されるのでしょうか。

（問４－３）ロシア産原油等の上限価格には、輸送費や保険料等の費用が含まれるのですか。

（問４－４）ロシア産原油等の上限価格は、どのような形式で公示されるのですか。公示された当該上限価格の通貨と異なる通貨で取引を行う場合の換算の方法について教えてください。

（問４－５）ロシア産原油等の購入価格の確認については、どのように行えば良いのでしょうか。当該確認が難しい場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。

5. 宣誓書

（問５－１）取引の相手方から入手する宣誓書には、どのような記載が盛り込まれている必要がありますか。

（問５－２）取引の相手方から入手する宣誓書には、有効期間がありますか。

（問５－３）ロシア産原油等の実際の決済価格については、一定期間の平均を取った価格としているため、当該原油等の購入契約の時点では当該決済価格は決まっていのですが、このような場合、どのように対応したら良いのでしょうか。

（問５－４）取引の相手方から宣誓書を入手できない場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。

（問５－５）経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、全ての顧客から、宣誓書を入手する必要がありますか。

（問５－６）顧客（例：保険会社）の顧客（例：船会社）が行う行為、取引又はサービスの提供についても、ロシア産原油等の購入価格の確認を行う必要がありますか。

6. 付随費用

（問６－１）付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意はいつまでに取引の相手方と合意する必要がありますか。

（問６－２）当局の求めに応じて取引の相手方から入手する付随費用に関する情報には、どのような情報が盛り込まれている必要がありますか。

（問６－３）ロシア産原油等の輸送に係る付随費用に関する情報はどのようなタイミングで入手する必要がありますか。

（問６－４）付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意は、取引の契約書にその条項を盛り込む必要がありますか。

（問６－５）上限価格を超えて取引している疑いがある等の情報を得た場合にはなんらかの対応が必要ですか。

7. 確認義務

（問７－１）外国為替及び外国貿易法第１７条に基づく銀行等の確認義務は、本措置

においても課されていますか。

8. 例外措置

(問8-1) 本措置には、例外はないのですか。

(問8-2) サハリン2で生産された原油の輸送に係るサービスを提供するにあたって、サハリン2で生産されたことをどのように確認すればいいですか。

9. スケジュール

(問9-1) 本措置の適用は、いつからいつまで続きますか。

(問9-2) 本措置について、措置の猶予期間や経過措置は設けられるのでしょうか。

10. その他

(問10-1) 罰則はありますか。

(問10-2) 他国の規制も課せられるのですか。

(問10-3) ロシア産原油等を輸入する際の必要な手続について教えてください。

(問10-4) 本措置の問合せ先を教えてください。

1. プライス・キャップ制度

(問1-1) プライス・キャップ制度とはどのような措置ですか。

答 令和4年9月にG7財務大臣間で大枠合意したプライス・キャップ制度は、一定の価格を超えるロシア産原油等の海上輸送等に関連するサービスを禁止し、一定の価格以下のロシア産原油等の海上輸送等に関連するサービスは禁止の対象外とする措置です。世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油等を一定程度輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的としています。令和5年2月6日現在、本措置にはG7（EU含む）及びオーストラリア（以下「同志国」という。）が参加しています。

なお、サハリン2プロジェクトで生産された原油については、本制度の適用対象外としています。詳細は問8-1をご覧ください。

(問1-2) プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。

答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑨までの告示を改正する

ことにより対応します。

- ① ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和4年12月外務省告示第404号）

※ G7及び同志国によって決定されるロシア産原油等（海上輸送されるものに限る。以下同じ。）の上限価格を公示

- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年4月通商産業省告示第170号）

※ ①の上限価格を超えるロシア産原油等の輸入を禁止（経済産業大臣の承認制）

- ③ 外国為替及び外国貿易法第21条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第99号）

※ ①の上限価格を超える原油等の購入等に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行う資本取引の禁止（財務大臣の許可制）（具体的な規制対象取引は問3-1をご覧ください。）

- ④ 外国為替令第15条第1項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第24条第1項の許可を要する特定資本取引（平成15年経済産業省告示第193号）

※ ①の上限価格を超える原油等の購入に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行う特定資本取引の禁止（経済産業大臣の許可制）（具体的な規制対象取引は問3-1をご覧ください。）

- ⑤ 外国為替令第18条第3項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第100号）

※ ①の上限価格を超える原油等の購入に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行うサービスの提供の禁止（財務大臣の許可制）（具体的な規制対象サービスは問3-3をご覧ください。）

- ⑥ 外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成22年経済産業省告示第93号）

※ ①の上限価格を超えるロシア産原油等に係る外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を禁止（経済産業大臣の許可制）

⑦ 外国為替令第7条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第98号）

※ ⑤で財務大臣の許可制に付された取引について、銀行等の確認義務の対象から除外（詳細は問7-1をご覧ください。）

⑧ 外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為（平成12年通商産業省告示第778号）

※ ⑥で経済産業大臣の許可制に付された取引について、銀行等の確認義務の対象から除外（詳細は問7-1をご覧ください。）

⑨ ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件

※ ロシア産原油等の購入価格が①の上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を規定（詳細は問4-5をご覧ください。）

（問1-3） 上限価格以下である場合も関連サービスの提供について、財務大臣や経済産業大臣の許可は必要ですか。

答 ロシア産原油等の上限価格以下での購入等やサハリン2プロジェクトで生産された原油の購入等に関連したサービスを提供する場合、購入価格が上限価格以下であることや、サハリン2プロジェクトで生産されたものであることをサービスの提供者が自ら確認できれば、その提供に際して財務大臣や経済産業大臣の許可は必要ありません。

他方、ロシア産の原油等を輸入する場合、購入価格が上限価格以下である、又はサハリン2プロジェクトで生産されたものであっても、経済産業大臣の確認を受ける必要がありますのでご注意ください。

2. ロシア産原油等

（問2-1） 対象となる「ロシア産原油等」とは、具体的には何を指すのですか。

答 「原油等」には原油（HSコード2709.00）と石油製品（HSコード27.10。廃油を除く。以下同じ。）が含まれます（それぞれの適用日については問9-1をご覧ください。）。なお、石油製品は、以下の別表のとおり、高価値品、低価値品に区分されます。

「ロシア産」については、積出地にかかわらず、ロシアを原産地とすることをいいます。原産地の決定方法は、非特惠原産地規則に則り、4桁コードが最終的に変更された場所を原産地と整理しています（例えば、ロシア産原油について、韓国において石油製品に精製され、当該石油製品を日本に輸入する場合には、当該石油製品の原産地は韓国となります。）。他方、単にロシア産原油を他の原産地の原油と混和した場合には4桁コードは変更されませんので、問2-2の場合を除

いて、「ロシア産原油等」に含まれます。

また、問1-2の③及び⑤の財務省告示、問1-2の④及び⑥の経済産業省告示においては、「備考」欄において、②の告示を引用し、規制対象となる「原油等」にサハリン2プロジェクトに係るものが含まれないことを規定しています。

(別表) 石油製品 (HSコード27.10)

| | |
|------|--|
| 高価値品 | 関税定率法別表 第2710.12号、第2710.19号、第2710.20号に該当するもののうち、揮発油（ナフサを除く）、灯油及び軽油 |
| 低価値品 | 高価値品に該当するもの以外 |

(問2-2) 取り扱っている原油に「ロシア産原油等」が含まれているか否かについて不明の場合には、どのように判断すれば良いのでしょうか。

答 例えば保管用のタンクの底に残ってしまう少量の原油など、通常の注意義務を尽くした上で、やむを得ずごく少量のロシア産原油等が混入する可能性がある場合には、ロシア産原油等が含まれないと整理して差し支えありません。

(問2-3) 明らかにロシア産ではない原油等について、ロシア産でないことを示す等の特別の対応が必要になりますか。

答 ロシア以外の原産国の原油等を輸入していることを知悉している者同士の取引にあっては、そうした取引を継続している限りにおいては、当該原油等がロシア産でないことに係る特段の証明は不要です。

3. 規制対象となる取引又は行為

(問3-1) 規制の対象となる取引又は行為には、どのようなものがありますか。

答 本件の規制の対象となる取引又は行為は、以下のとおりです。

- ・ 上限価格を超えるロシア産原油等の輸入及びロシアから第三国への仲介貿易取引
- ・ 上限価格を超えるロシア産原油等の購入等に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行う取引又はサービスの提供（具体的な規制対象取引又はサービスの提供の範囲は問3-3をご覧ください。）

(問3-2) ロシアから第三国への仲介貿易取引とは、どのような取引ですか。

答 仲介貿易取引とは、居住者と非居住者との間で行われる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引をいいます。即ち、ロシアから第三国（日本を除く。）へロシア産原油等の移動を行う場合において、当該ロシ

ア産原油等の売買、貸借又は贈与に関する取引について居住者が非居住者との間で
行うものがこれに該当します。一部の例外を除き、上限価格を超えるロシア産原
油等は規制の対象となりますので、ご注意ください。

(問3-3) 問1-2. の③④及び⑤⑥の規制の対象となる取引又はサービスにつ
いて具体的に教えてください。

答 上限価格を超えるロシア産原油等の購入等に関連して、本邦の居住者が非居
住者に対し行う取引又はサービスの提供のうち、規制の対象となる分野は、「海運
サービス」、「通関サービス」、「金融サービス」及び「保険サービス」です。各サービ
スの具体的な内容については、以下のとおりです。

(1) 「海運サービス」

海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第1項に規定する海上運送事
業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務、当該貨物の運送を委託
する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

(2) 「通関サービス」

通関業法（昭和42年法律第122号）第2条第1号に規定する業務又は外国
において行う当該業務に相当する業務

(3) 「金融サービス」

いわゆる「与信業務」、即ち、金銭の貸付取引若しくは債務の保証取引又は銀行法
（昭和56年法律第59号）第10条第2項第1号に規定する業務その他これに
類するもの（銀行以外の金融機関が行う同様の業務を含む。）のうち信用状を発行
する業務。なお、送金業務については、本制度の規制の対象外となります。（た
だし、外国為替及び外国貿易法第17条に基づく銀行等の確認義務については、
問7-1をご覧ください。）

(4) 「保険サービス」

保険業法（平成7年法律第105号）第2条第30項に規定する損害保険業務
及び船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）第2条第3項に規定する
損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並び
にこれらの再保険に関する業務に限る。）（なお、火災保険や損害賠償責任保険な
ど該当しない保険については、本措置の規制の対象外となります。）

(問3-4) 非居住者から居住者に対し行う取引又はサービスの提供は規制の対象と
ならないのですか。

答 非居住者から居住者に対し行う取引又はサービスの提供は規制の対象となり
ません。なお、居住者から居住者に対して行うものも同様に規制の対象となりま

せん。

4. 上限価格

(問4-1) ロシア産原油等の上限価格は、どのように決まるのですか。

答 ロシア産原油等の上限価格のうち、原油の上限価格については、令和4年12月5日の原油に係る措置の適用に先立って、本措置に同調する同志国連合の会合において同月3日（日本時間）に決定されました。また、石油製品の上限価格については、原油の価格決定と同様のプロセスを経て、令和5年2月4日（日本時間）に決定されました（石油製品に係る措置の適用日は同月6日）。

(問4-2) ロシア産原油等の上限価格については、今後改定されるのでしょうか。

答 ロシア産原油等の上限価格については、状況に応じて改定されることとされていますが、現時点において具体的な改定日等は未定です。

(問4-3) ロシア産原油等の上限価格には、輸送費や保険料等の費用が含まれるのですか。

答 ロシア産原油等の上限価格には、当該原油等の輸送費や保険料等の中間費用は含まれません。即ち、当該原油等の本体価格（購入価格）が公示されることとなります。当該原油等の購入契約についてC I F条件やC F R条件で締結する場合には、当該契約自体の変更を求めるものではありませんが、インボイス等において上記中間費用を控除した金額を別途算出することが必要になります。

(問4-4) ロシア産原油等の上限価格は、どのような形式で公示されるのですか。公示された当該上限価格の通貨と異なる通貨で取引を行う場合の換算の方法について教えてください。

答 ロシア産原油等の上限価格は、外務省告示において、「1バレル当たり●●米ドル」という形式で公示されます。米ドル以外の通貨で取引を行う場合の価格の換算の方法については、米国 Federal Reserve H.10 の換算レートを使用し、取引価格が決定した日（通常は契約日）に先立つ30日間の平均を用いることとされています。

(問4-5) ロシア産原油等の購入価格の確認については、どのように行えば良いのでしょうか。当該確認が難しい場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。

答 本件措置に係る行為、取引又はサービスの提供を行うに当たっては、ロシア産原油等の経済産業大臣の確認証、インボイス等で当該原油等の購入価格を確認する必要があります（輸入者の場合には、ロシア産原油等のインボイス等を提示して経済産業大臣の確認を受ける必要があります。）。また、荷主から当

該購入価格に関する情報を直接入手することが困難な者（例：船主、船会社、保険会社、金融機関、通関業者等）については、当該購入価格が当該原油等の上限価格以下であることを確認できる書面（その写し及び電磁的記録を含む。以下同じ。）を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるほか、主務大臣告示（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件）で定める場合には、当該購入価格に係る確認等を行ったものとみなします。主務大臣告示の内容は以下の措置をとった場合です。

（１）船主及び船会社

原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（Attestation）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。以下「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、当局から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料等。以下同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

（２）船主責任相互保険組合及び損害保険会社（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務（再保険に係る業務を除く。）を行う場合に限る。）

原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して３０日以内に入手し、かつ、当局から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

（３）船主責任相互保険組合及び損害保険会社（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務（再保険に係る業務に限る。）を行う場合に限る。）

次のイ又はロに掲げる措置

イ 原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して３０日以内に入手する措置

ロ 原油等に関連する取引に係る契約において、当該取引の相手方と、制裁等に関する特別条項（例：保険会社が制裁、法律若しくは規則における制裁、禁止又は制限を受けるおそれがある場合には、いかなるときも、保険の引受け、保険金の支払又はその他の利益の提供を行わない旨）を盛り込む措置

（４）（１）～（３）以外の者

原油等の取引に関連する取引の相手方から宣誓書を入手する措置又は（３）口に掲げる措置

ただし、外為法の規制対象取引に当たらないケース、例えば、日本の保険会社が居住者である顧客との原取引について、欧州から再保険の提供を受ける場合においては、制裁等に関する特別条項のみでは、欧州等他国のプライス・キャップ規制上の要求を満たさないことも考えられます。そういった場合は、別途、顧客より経済産業大臣の確認証、宣誓書等（上記第（１）から（４）までに掲げる措置により入手した宣誓書及び付随費用に関する情報をいう。以下同じ。）を入手及び確認の上、欧州等再保険者の要求に応じて、自らを当事者とする宣誓書等を提出する必要があると見られますので留意ください。

なお、経済産業大臣の確認証、インボイス、宣誓書等は、原本である必要はなく、その写しや電磁的記録でも構いません。ただし、事後的に関係当局から提示を求められる場合がありますので、これらの書面については、同志国連合の合意に従い、５年間の保管をお願いいたします。

※ 米国財務省 OFAC（外国資産管理室）や英国 OFSI のガイダンスにおいては、ロシア産原油等のインボイス等を通じて当該原油等の購入価格を直接確認することが可能な者（輸入者、荷主等）を Tier1、当該インボイス等を通じて当該購入価格の確認が可能な場合がある者（通関業者、金融機関等）を Tier2、通常は当該購入価格の確認が困難な者（船主、船会社、保険会社等）を Tier3 と区分しており、Tier1 については当該購入価格の確認が、Tier2 については通常の業務上可能な範囲での当該購入価格の確認（それが現実的でない場合には、宣誓書等の取得）が、Tier3 については宣誓書等の取得又は取引契約に係る約款等への制裁等に関する特別条項の記載が必要としています。我が国以外の他の同志国においても、本措置の執行に当たっては、これらのガイダンスに準じた取扱いを行うこととしていますので、詳細については以下のアドレスでご確認ください。

（米国） <https://ofac.treasury.gov/recent-actions/20231220>

（英国） <https://www.gov.uk/government/publications/russian-oil-services-ban#full-publication-update-history>

5. 宣誓書

（問 5－1）取引の相手方から入手する航海毎の宣誓書には、どのような記載が盛り込まれている必要がありますか。

答 取引の相手方から入手する航海毎の宣誓書については、一例として、以下のような文言とすることが同志国間で合意されています（異なる文言を使用することについて必ずしも妨げるものではありませんが、以下の情報が盛り込まれていることが必要です）。

【宣誓書サンプル文言】

[Date of lifting or loading]

o *[Party to the contract/service] confirms that for [the service being provided], [party to the contract/service] is in compliance with the Russian price cap framework and any other restrictions on oil and/or petroleum products of Russian Federation origin applicable to [party to the contract/service].*

o *[Party to the contract/service] attests that:*

- *[Party to the contract/service] has received and retained price information demonstrating that the oil or petroleum products of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or*
- *Where not practicable to request and receive such information, [party to the contract/service] has obtained a signed attestation that the oil or petroleum products of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or*
- *[Party to the contract/service] has received a signed attestation that the purchase of oil or petroleum products is/was done pursuant to a license or a derogation.*

[Signature of the Customer]

（問５－２）取引の相手方から入手する航海毎の宣誓書は、どのようなタイミングで入手する必要がありますか。

答 令和６年２月２０日以降の取引については、個別の取引の契約期間等に関わらず、当該取引に係るロシア産原油等の輸送に係る航海毎の宣誓書を入手することが必要となります。なお、問４－５の（４）に掲げる者にあつては、令和６年２月１９日以前の契約において入手した旧宣誓書に基づく取引については、引き続き当該旧宣誓書により当該契約に基づく取引を行って差し支えありません。

（問５－３）ロシア産原油等の実際の決済価格については、一定期間の平均を取った価格としているため、当該原油等の購入契約の時点では当該決済価格は決まっていないのですが、このような場合、どのように対応したら良いのでしょうか。

答 本措置は、ロシア産原油等の購入契約の時点で、当該原油等の購入価格が決まっていることを前提としたものであるため、ご質問のようなケースでは、「当該決済価格については、ロシア産原油等の上限価格を超えないこととする」旨の条件等を付す必要があります。

（問５－４）取引の相手方から宣誓書等を入手できない場合には、どのように対応す

れば良いのでしょうか。

答 経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、取引の相手方から宣誓書等を入手できないときは、場合によっては外為法違反を問われることもあり得ます。ただし、問4-5の(3)及び(4)に掲げる者にあつては、取引の相手方との契約において、制裁等に関する特別条項を記載している場合には、取引の相手方から宣誓書等の提出が拒まれても、外為法違反にはなりません。

(問5-5) 経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、全ての顧客から、宣誓書等を入手する必要がありますか。

答 通常ロシア産原油等を取り扱っていない顧客との取引(例:一般事業目的の融資等)や顧客へのサービス(例:信用状の発行等)を提供する場合には、通常行う確認等の範囲内で、当該顧客の将来の取引・行為にロシア産原油等に係る取引・行為が含まれることが疑われないときは、宣誓書等の提出を受ける必要はありません。一方、そうした合理的な疑いがある場合には、外為法違反を避けるため、宣誓書等の提出を受けることを推奨いたします。

(問5-6) 顧客(例:保険会社)の顧客(例:船会社)が行う行為、取引又はサービスの提供についても、ロシア産原油等の購入価格の確認を行う必要がありますか。

答 例えば、再保険会社(サービスの提供者)は、直接の顧客(保険会社)との間で行う行為、取引又はサービスの提供に関して、ロシア産原油等の購入価格について確認を行えばよく、上記例のような、顧客の顧客(船会社)が行う行為、取引又はサービスの提供について、当該確認を行う必要はありません。

6. 付随費用

(問6-1) 付随費用に関する情報の提供を求められることができる旨の合意はいつまでに取引の相手方と合意する必要がありますか。

答 令和6年2月20日以降の船舶への荷積みの前までに合意する必要があります。

(問6-2) 当局の求めに応じて取引の相手方から入手する付随費用に関する情報には、どのような情報が盛り込まれている必要がありますか。

答 取引の相手方から入手する付随費用に関する情報については、一例として、以下のような情報とすることが同志国間で合意されています(異なるフォーマットで入手することについて必ずしも妨げるものではありませんが、以下の情報が盛り込まれていることが必要です)。

| <u>Type</u> | <u>Cost (including currency denomination)</u> |
|---|---|
| <u>Price per barrel or confirmation that price was at or below the relevant price cap</u> | |
| <u>Costs</u> <ul style="list-style-type: none"> - <u>Export license fees</u> - <u>Inspection costs</u> - <u>Port fees for shipping and loading</u> - <u>Port service charges</u> - <u>Customs fees, duties and taxes</u> - <u>Other</u> | |
| <u>Insurance</u> | |
| <u>Freight</u> | |
| <u>Other Costs, please specify</u> | |

(問6-3) ロシア産原油等の輸送に係る付随費用に関する情報はどのようなタイミングで入手する必要がありますか。

答 当該付随費用に関する情報については取引のたびに入手が求められるものではありませんが、当局から求められた場合には当該付随費用に関する情報を提示できるよう、契約書等に必要な条項を盛り込んでおく必要があります。なお、契約書等に当該条項が盛り込まれていれば、結果的に当該付随費用に関する情報が入手できなかったとしても、それをもって直ちに外為法違反を問われるものではありません。ただし、当該情報の提供が合意されているにも関わらず情報が入手できない場合には、その後の取引を継続しないことも含め適切に対応を頂くことが前提となります。

(問6-4) 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意は、取引の契約書にその条項を盛り込む必要がありますか。

答 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨は取引の契約書にその旨の条項を盛り込む方法のほか、その旨の契約を別途締結する方法や航海毎の宣誓書にその旨記載する方法も認められます。

(問6-5) 上限価格を超えて取引している疑いがある等の情報を得た場合にはなんらかの対応が必要ですか。

答 取引先からの情報や報道等を通じて、当該取引に係る原油等の価格が上限価格を超えている疑いがあるとの情報を得た場合には、当局にご相談ください。

7. 銀行等の確認義務

(問7-1) 外国為替及び外国貿易法第17条に基づく銀行等の確認義務は、本措置においても課されていますか。

答 銀行等は、本措置により自身の業務に対する規制（問3-3参照）のほか、外為法第17条に基づき、顧客が行う支払等が外為法に係る規制の対象ではないこと等を確認する義務があります。ただし、本件措置においては、一定の価格を上回る取引を確認しなければならないという特性を考慮し、当該確認義務の対象となる取引は、同条第2号に掲げる資本取引に係る支払等に限り（輸入、役員取引、特定資本取引及び仲介貿易取引（問1-2②④⑤⑥）に係る支払等については、同条に基づく確認義務の対象にはなりません。）。

8. 例外

(問8-1) 本措置には、例外はないのですか。

答 サハリン2プロジェクトで生産された原油については、我が国のエネルギー安全保障の観点から、本措置の規制の対象外となります。したがって、サハリン2プロジェクトで生産された原油について、その輸入、仲介貿易取引、海運・通関・金融・保険といったサービスの提供も引き続き可能です。また、サハリン2プロジェクトからの原油の日本への輸入に関連するサービスの提供については、同志国間で例外とすることで合意しており、当該購入の価格が上限価格を上回っていても、再保険サービス等については、各国（注）の規制対象とはなりません。

（注）米国・英国・EU

※ EUの理事会規則 833/2014 第3m条に規定する国別の例外に該当する取引についても、個別の許可で対応できる場合がありますので、財務省国際局（問10-4参照）にお問い合わせください。

(問8-2) サハリン2で生産された原油の輸送に係るサービスを提供するにあたって、サハリン2で生産されたことをどのように確認すればいいですか。

答 サハリン2プロジェクトで生産された原油に対するサービスの提供であることを確認するためには、経済産業大臣の確認証や宣誓書等を入手してください。その際に入手する経済産業大臣の確認証や宣誓書等は原本である必要はなく、写しや電磁的記録で構いません。（輸入者は、サハリン2で生産された原油を輸入する際には、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。）

9. スケジュール

(問9-1) 本措置の適用は、いつからいつまで続きますか。

答 原油に係る措置は、令和4年12月5日、石油製品については、令和5年2月6日の各告示の官報による掲載以後に行われる取引又は行為（当該掲載より前に締結された契約によるものを含む。）について適用されます（同日の午前0時に遡及して適用されることはありません）。

石油製品に係る措置は、令和5年2月6日以後に行われる取引又は行為（当該掲載より前に締結された契約によるものを含む。）について適用されます。

本措置の適用期限は特に設けられていませんが、本措置は対ロシア制裁の一環であり、時限的なものと考えております。本措置が終了する際には、改めてお知らせします。

（問9－2）本措置について、措置の猶予期間や経過措置は設けられるのでしょうか。

答 ロシア産原油は、本措置の適用時点（令和4年12月5日の官報掲載時点）において、①適用時点より前にロシア産原油の購入契約が締結され、②適用時点前に船積みが行われ、③令和5年1月19日より前に船卸しが行われたという条件を全て満たすものについて規制の適用除外となります。

石油製品については、本措置の適用時点（令和5年2月6日官報掲載時点）において、①適用時点より前にロシア産石油製品の購入契約が締結され、②適用時点前に船積みが行われ、③同年4月1日より前に船卸しが行われるという条件を全て満たすものについて規制の適用除外となります。

これらの適用除外については、関連告示において明示しています。

また、これらの適用除外の詳細については、米国財務省OFAのFAQの関連部分でも確認できます。以下のアドレスでご確認ください。

（原油）<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/1094>

（石油製品）<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/1109>

10. その他

（問10－1）罰則はありますか。

答 外為法に基づく罰則があります（関連条文は以下のとおりです）。輸入の承認に関する罰則：法第69条の7

その他（資本取引、役務取引、銀行等の確認義務）に関する罰則：法第70条

（問10－2）他国の規制も課せられるのですか。

答 これは、プライス・キャップに係る規制に限ったことではありませんが、米国財務省OFAやEU等の規制についても、抵触しないよう留意が必要です。

(問10-3) ロシア産原油等を輸入する際の必要な手続について教えてください。

答 ロシア産原油等を輸入するには、輸入に先立ち、輸入する原油等がロシア原産であること、上限価格を超えないこと又はサハリン2プロジェクトで生産されたものであることについて、それを確認できる書面を添えて、経済産業省資源エネルギー庁(問10-4参照)に確認申請書を提出していただく必要があります。

(問10-4) 本措置の問合せ先を教えてください。

(1) 本措置全般、財務省所管の外為法令等の解釈・制度の問合せ

財務省国際局調査課外国為替室 03-3581-4111(内線2866)

(2) 経済産業省所管の外為法令等の解釈・制度の問合せ

経済産業省貿易管理部貿易管理課 03-3501-0538

(3) 輸入の制限・例外措置に関する問合せ

①サハリン2プロジェクト「以外」で生産された原油等の輸入制限に関すること

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課 bzl-PC_oil@meti.go.jp

②サハリン2プロジェクトで生産された原油の輸入措置に関すること

資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課

bzl-sakhalin2_PC_oil@meti.go.jp

※問い合わせはメールにてお願いいたします。

(4) 「海運サービス」関連の問合せ

国土交通省海事局外航課海運涉外室 03-5253-8620(直通)

(5) 「通関サービス」関連の問合せ

財務省関税局業務課通関業係 03-3581-4111(内線:5393)

(6) 「金融サービス」関連の問合せ

金融庁監督局銀行第一課 03-3506-6000(内線:3323、2784)

(7) 「保険サービス」関連の問合せ

金融庁監督局保険課 03-3506-6000(内線:3859、2354)

(以上)